○亀山市公有財産事務取扱規程

平成17年1月11日
訓令第34号

（趣旨）

第1条　この訓令は、亀山市公有財産規則（平成17年亀山市規則第38号）の規定に基づき、公有財産の事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の総括）

第2条　財務課長は、公有財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、その事務を統一し、公有財産の現状を明らかにするとともに公有財産の取得、管理及び処分について、必要な調整をしなければならない。

2　財務課長は、必要があると認められるときは、公有財産管理者に対し、その所管する公有財産について管理状況に関する資料の提出若しくは報告を求め、又は実地について調査し、市長の命を受けて公有財産の所管換え、用途の変更又は廃止その他必要な指示をすることができる。

（平18訓令5・平25訓令15・平30訓令3・一部改正）

（取得及び借受け）

第3条　公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、財産の種類又は取得の方法により、その一部を省略することができる。

(1)　取得しようとする理由
(2)　取得しようとする物件（土地又は建物等の所在、種別、数量等をいう。第11条第2号において同じ。）
(3)　取得予定価格、単価その他価格算出の根拠
(4)　経費の支出科目及び予算額
(5)　相手方の住所及び氏名（法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名とする。第9条第7号において同じ。）
(6)　契約方法及びその理由
(7)　契約書案又は寄附申出書
(8)　関係図面、公図等
(9)　登記事項証明書
(10)　建物にあっては、その敷地が第三者の所有のものである場合は、その数量、所有者の住所及び氏名並びにその承諾書
(11)　その他参考となる事項

2　前項の規定は、不動産を借り受ける場合に準用する。

（平17訓令66・一部改正）

（登記の嘱託請求）

第4条　公有財産管理者は、登記を要する公有財産の権利の取得又は変更若しくは権利が消滅したときは、直ちにその登記の嘱託手続を財務課長に請求しなければならない。

2　公有財産管理者は、前項の手続を請求するときは、登記依頼書に次に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、その登記の内容により、財務課長が必要でないと認めたものは、この限りでない。

(1)　登記原因を証する書面（契約書又は寄附証書）
(2)　登記義務者の承諾書
(3)　印鑑証明書
(4)　登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、これを証する書面
(5)　登記を要する土地又は建物の明細書
(6)　測量図、所在図その他関係図面
(7)　登記権利者の嘱託請求書
(8)　登記権利者の住所を証する書面

（平18訓令5・平25訓令15・平30訓令3・一部改正）

（財産台帳）

第5条　公有財産管理者は、その管理に属する財産を明らかにするため、財産台帳を備え、その用途、所在、種別、数量、価格その他必要な事項を登録し、異動があった場合においては、その都度整理しなければならない。

（台帳価格）

第6条　財産台帳に記載すべき価格は、買入れに係るものについては買入価格により、交換に係るものについては交換当時における評定価格により、収用に係るものについては補償金額により、その他のものについては、次に掲げる区分により定めるものとする。

(1)　土地については、近傍類地の時価に比準して算定した価格

(2)　建物等については建築費。ただし、建築費によることの困難なものは見積価格

(3)　権利については取得価格又は見積価格、株券については額面、株式については払込金額、無額面株式については発行価格、その他のものについては額面金額

（公有財産の維持管理）

第7条　公有財産管理者は、その管理する公有財産について特に次に掲げる事項に留意し、適正かつ効果的な維持管理に努めなければならない。

(1)　公有財産の増減とその証拠書類の符合

(2)　公有財産と登記簿又は登録簿、財産台帳及び関係図面との符合

(3)　土地の境界

(4)　使用料又は貸付料の適否

(5)　その他公有財産管理上必要な事項

2　公有財産管理者は、前項第3号の境界に境界標を設置するときは、隣接地所有者の立会いを求め、境界を確認し、次に掲げる事項を記載した境界確認書及び図面を作成し、財産台帳に附属させておかなければならない。

(1)　境界を定めた土地及び隣接地の所在

(2)　隣接地所有者の住所及び氏名

(3)　その他参考となるべき事項

（公有財産の所管換え）

第8条　公有財産の所管換えをしようとする公有財産管理者は、次に掲げる事項を記載し、市長の決裁を受けた後、あらかじめ財務課長が指定した方法により、財務課長に報告しなければならない。

(1)　所管換えをしようとする物件

(2)　所管換えをしようとする理由

(3)　所管換えをしようとする時期

(4)　予算額及び支出科目（有償所管換えの場合に限る。）

(5)　前各号に定めるもののほか、参考となる事項

（平18訓令5・平25訓令15・平30訓令3・一部改正）

（普通財産の売払い）

第9条　普通財産の売払いをしようとするときは、次に掲げる事項を調査し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、財産の種類又は処分の方法により、その一部を省略することができる。

(1)　売払いをしようとする理由

(2)　売払いをしようとする物件

(3)　当該財産の沿革

(4)　処分予定価格、単価その他価格算出の根拠

(5)　売払代金の歳入科目及び予算額

(6)　代金納付の時期及び方法

(7)　相手方の住所及び氏名

(8)　譲与又は減額譲渡する場合は、その理由及び根拠

(9)　契約方法及び契約書案

(10)　関係図面、公図等

(11)　前各号に掲げるもののほか、売払いに関し参考となる事項

（建物等の取壊し）

第10条　建物等の取壊しをしようとするときは、次に掲げる事項を記載し、市長の決裁を受けなければならない。
(1)　取り壊す理由
(2)　取壊しをしようとする建物等の名称、所在、種別、数量等
(3)　当該財産の沿革
(4)　取壊し及び撤去に要する経費の見積価格
(5)　前号の経費の支出科目及び予算額
(6)　取壊し後の物件及び敷地等の処置
(7)　関係図面、写真等
(8)　前各号に掲げるもののほか、取壊しに関し参考となる事項
(交換の手続)
第11条　普通財産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、財産の種類により、その一部を省略することができる。
(1)　交換しようとする理由
(2)　取得しようとする物件
(3)　交換に供しようとする物件及びその財産の沿革
(4)　取得しようとする財産及び交換に供しようとする財産の時価見積額その他価格算出の根拠
(5)　交換差金があるときは、その金額、納入又は支払の時期及び方法、歳入歳出科目並びに予算額
(6)　相手方の住所及び氏名
(7)　契約書案
(8)　取得しようとする財産の登記事項証明書又は登録簿の謄本
(9)　前各号に掲げるもののほか、交換に関し参考となる事項
(平17訓令66・一部改正)
(処分の報告)
第12条　公有財産管理者は、その管理する公有財産を処分したときは、直ちに財務課長に報告しなければならない。
(平18訓令5・平25訓令15・平30訓令3・一部改正)
附　則
(施行期日)
1　この訓令は、平成17年1月11日から施行する。
(経過措置)
2　この訓令の施行の日の前日までに、合併前の亀山市公有財産事務取扱規程(平成5年亀山市訓令第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。
附　則(平成17年4月1日訓令第66号)
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則(平成18年3月31日訓令第5号)
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
附　則(平成25年3月29日訓令第15号)
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
附　則(平成30年3月30日訓令第3号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。